

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

7月末までとしていた受付期間を9月末までに延長。

※ 特例措置の内容はこれまでと同様。

令和2年度 第二次補正予算: 2,048億円

令和元年度予備費交付額 267億円
令和2年度第一次補正予算額 359億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
- ⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注 総合支援資金(生活支援費)については、本来、自立相談支援事業等による支援を要件としているが、貸付申請が増加している現状に鑑み、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要としている。

償還免除について: 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

生活困窮者等への支援の強化（自立相談支援等の強化）

令和2年度 第二次補正予算:60億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- 特に、対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電話やSNS・メール等による遠隔相談のための設備への対応、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各施策との連携強化などの課題について、自立相談支援機関の人員体制や環境の整備を行い、現下の情勢における必要な支援を実施する。

実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、905自治体)

補助の流れ

厚生労働省



国庫補助

都道府県・市・区等 (905自治体)



直接支出又は委託

自立相談支援機関等 (1,317機関等)

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、自立相談支援等に関する必要な強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化
- ② 電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における相談対応や、子どもの学習・生活支援における助言・指導など、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備
- ③ 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ④ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ⑤ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑥ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑦ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑧ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助率

国 3/4

家計改善支援事業の実施状況

事業の概要

- 生活困窮者に対し、家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行い、状況に応じた家計再生プランを作成。具体的な支援業務として、
 - ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④ 貸付のあっせん 等を行う。

効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

実施状況推移

